



各位

会社名 株式会社 CAC Holdings
代表者名 代表取締役社長 西森良太
(証券コード 4725 東証1部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーショングループ長 酒井伊織
(電話 03-6667-8010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更の件を2022年3月29日開催予定の当社第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

以下の理由により、当社定款を変更するものであります。

(1) 第14条の2の新設について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 第23条の変更について

当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、所定の変更を行うものであります。

(3) 第29条の変更について

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、次のとおり当社定款を変更するものであります。なお、第1項の新設及び第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ① 変更案第1項は、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を新設するものであります。
- ② 変更案第2項は、責任限定契約の締結範囲を拡大するために変更するものであります。

(4) 第32条の2の新設及び第33条第2項の変更について

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(5) 第40条の変更について

監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、次のとおり当社定款を変更するものであります。なお、第1項の新設及び第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ① 変更案第1項は、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を新設するものであります。
- ② 変更案第2項は、責任限定契約の締結範囲を拡大するために変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②及び③(条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定された取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②及び③(現行どおり)</p>
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u> <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の任期) 第33条 (条文省略)</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p><u>第32条の2 会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>②補欠監査役の選任の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 (現行どおり)</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、第32条の2第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第40条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>定款第14条の2(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

取締役会決議日 2022年2月22日

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年3月29日

以上